

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：バヌアツ国津波・防災情報アドバイザー業務
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：バヌアツ国津波・防災情報アドバイザー業務

調達管理番号：24a00685

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月30日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バヌアツ国津波・防災情報アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年1月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 5日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 11月 6日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 11日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 11月 15日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2024年 11月 26日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/judS9gPHNf>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00685_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（1）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル

タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	VMGD(バヌアツ気象地質災害局)が管理する地震計、津波監視カメラ等の計測機器による観測と通信に係る課題整理及び解決策の提案	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 活動 1-1 及び活動 1-2

2	地震解説能力向上に向けた研修内容の提案	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 活動 2-1
---	---------------------	--

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- 活動 2-4、3-1、3-2 については、新津波 SOP の承認後に、新津波 SOP を使った活動を行うが、案件開始後に結果的に先方政府による SOP の承認がされない場合は、活動 2-4、3-1、3-2 に係る業務の方針について、JICA と相談のうえ判断する（減額の契約変更等）。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)等の関連資料を参照してください。
関連資料にあたっては、2. 業務実施上の条件の（4）配付資料／公開資料等に記載されている 1）配付資料及び 2）公開資料を参照。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務の目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本業務を通じて達成すべき成果

1) 前プロジェクトの成果の引継ぎ・発展

JICAの技術協力プロジェクトであるバヌアツ「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」では、エファテ島（ポートビラ）、バヌアラヴァ島（ソラ）、アンバエ島（サラタマタ）、サント島（ルガンビル）、ペンテコスト島、アネーチュム島における6台の震度計設置によりバヌアツ国内での震度が観測できるようになった。また、マレクラ島（リツリツ）、タンナ島（レナケル）の2か所の潮位観測施設の復旧作業を行い、それぞれ津波監視カメラの設置を行ったことで、カメラを通して、海面の状況確認が可能となっている。（尚、同プロジェクトでは、計3台の津波監視カメラが調達されたが1台は未設置。）また、VMGD職員を対象とした地震学や潮汐学の講義を行い、観測データに基づく地震及び潮汐の解析が可能となっている。これらの取り組みにより、観測ネットワークが構築・強化され、VMGDの地震・潮位分野における観測・分析能力が強化された。加えて、新しい津波警報システムの標準手順書（Standard Operation Procedures、以下「SOP」）、VMGD及び国家災害管理局（NDMO）職員による一般住民を対象とした津波避難訓練の実施等を通して、VMGD及びNDMOの防災情報の伝達能力

が強化されている。

現在の課題としては、①津波監視カメラ及び地震計の通信が不安定な状況であること、②地震分析や、津波情報発信に係るより一層のVMGD職員の能力向上が必要であること、また新津波SOPの正式承認とその後の実施・運用について、手続きも含めた改善が必要であること、③地震・津波に係る関係機関や一般住民への情報伝達と避難行動の改善が挙げられる。

本案件での技術協力として、①については、マレクラ島（リツリツ）及びタンナ島（レナケル）における、同技術協力プロジェクトで調達された津波監視カメラ2台の通信の安定化、エファテ島（ポートビラ）における1台の新規設置、既に携帯電話によるバックアップ回線が導入されているアネーチュム島を除く、エファテ島（ポートビラ）、バヌアラヴァ島（ソラ）、アンバエ島（サラタマタ）、サント島（ルガンビル）、ペンテコスト島における震度計5台の通信の安定化に対して取り組む必要がある。②については、津波情報発信を担う地象、気象の全職員を対象とした地震解説能力の向上や地震津波監視者としての能力強化等に対する指導・助言のための研修の実施が必要である。また、新津波SOPの正式承認の促進、広報・周知活動の促進、VMGD及びNDMO職員を対象としたインハウストレーニングによる新津波SOPの定着などの協力が必要である。③については、新津波SOPの正式承認後のNDMO等による住民を対象とした避難訓練の実施及び実施後の課題の抽出や改善への助言が期待される。

2) バヌアツ政府関係機関との連携

本案件では、NDMOも実施機関の対象の一つである。VMGDは、地震・津波の観測・分析・情報伝達までを行う機関であるが、バヌアツにおける防災情報の発信・伝達はNDMOの所掌である。新津波SOPを用いたインハウストレーニング、一般住民を対象とした避難訓練等の実施については、VMGDのみならずNDMOも巻き込んだ連携を行う。

(2) サイトでの活動に係る留意事項

バヌアツの離島における津波監視カメラ及び5点の震度データに関する通信の安定化が必要となる。プロジェクト期間内のバヌアツ離島へは空路での移動となるが、バヌアツ航空の経営破綻に伴い、現在チャーター便のみが運航している。商用便の再開については、未定である。その為、商用便が再開しない場合は、現場での技術的な支援が必要となる津波監視カメラの通信安定化を目的としたマレクラ島（リツリツ）、タンナ島（レナケル）への渡航について、チャーター便での渡航とする。

また、地震計の通信安定化を目的として、既に携帯電話によるバックアップ回線が導入されているアネーチュム島と空路での渡航の必要がない本島のエファテ島（ポートヴィラ）を除く、バヌアラヴァ島（ソラ）、アンバエ島（サラタマタ）、サント島（ルガンビル）、ペンテコスト島については、本土のエファテ島で技術支援を行い、上記の4島のうち1島にチャーター便で渡航し、現場での技術指導

及び設置作業のサポートを行う。残る3島については、VMGD職員による通信安定化がなされるよう側面支援を行う。尚、商用便の運航が再開した場合は、原則、商用便を活用して各離島への渡航を行う。

(3) JICAの他事業との連携

1) 2024年5月にバヌアツ及びフィジー・トンガを対象とした地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATRPS) 「南西太平洋島嶼国における広域火山災害リスク軽減プロジェクト」を開始しており、VMGDをC/Pとして、技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」で作成した地震性津波のSOPを元に、火山性津波のSOP作成も計画されている。このため、本業務ではVMGDが行う火山性津波のSOP作成に対して、地震性津波のSOP作成時の経験や地震性津波のSOP運用上の想定される課題等に係る情報の提供を行う。

2) 2024年3月に、バヌアツエピ島内のロペビ火山、アンブリム火山、クワエ海底火山などの活火山を観測するために、JICA課題別研修「地震・火山・地すべりにかかる減災マネジメント技術」に対するソフト型フォローアップ協力により、地震計、デジタルレコーダー等の観測機器2基の整備をVMGDに対して実施するとともに、これと連携して、在バヌアツ仏国大使館の支援により観測機器1基を整備し、火山監視において運用されている。これら設置済みの観測機器の運用状況に関して確認を行うとともに、技術的な課題等が判明した場合は、解決策についてVMGDに対して提案を行う。

(4) 他ドナーとの連携

バヌアツでは、UNESCO-IOC（政府間海洋学委員会）のTsunami Ready Recognition Programme²による津波対策に取り組むコミュニティの認証を推進していることから、本業務の成果の活用促進の観点から、UNESCO-IOCに対して現地情報の提供（津波対策への取り組み意識が高いコミュニティ等）やその他連携のアイデアについて提案を行う。

また、UNESCO-IOCは外務省のUNESCO基金による「Bridging Japanese and UNESCO-IOC expertise on geohazard Early Warning Systems to support Pacific and Caribbean SIDS」を実施予定であり（2025年頃～3年間）、同事業の研修・セミナー・シンポジウム等において、オンラインでの参加により本事業の取り組み・成果を報告する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

² [Tsunami Ready Programme | Intergovernmental Oceanographic Commission \(unesco.org\)](https://www.unesco.org/en/programs/tsunami-ready-programme)

2.本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1 (VMGDの地震・津波観測ネットワークの改善) に関わる活動

活動 1-1 : VMGD が管理する地震計、津波監視カメラ等の計測機器による観測と通信に係る現状把握と課題の特定

活動 1-2 : 1-1 で特定された課題に対する解決策の特定と解決策の実施に向けた指導

活動 1-3 : 津波・地震にかかる観測情報の情報発信システム端末への一元的な集約に係る指導

② 成果2 (地震分析や、津波情報発信に係る VMGD 職員の能力向上) に関わる活動

活動 2-1 : 過去の地震解説能力の向上のための、VMGD 職員向け研修の実施

活動 2-2 : 津波情報に係る基礎知識習得のための、VMGD 職員向け研修の実施

活動 2-3 : バヌアツ政府による新 SOP の承認状況の確認と促進

活動 2-4 : (新 SOP 承認後) 新 SOP に係る広報・周知活動の促進

活動 2-5 : 新 SOP を用いた津波警報発信訓練の実施に係る OJT

活動 2-6 : 新 SOP の改善にかかる助言

③ 成果3 (地震・津波に係る関係機関や一般住民への情報伝達と避難行動の改善) に関わる活動

活動 3-1 : (新 SOP 承認後) NDMO 等による住民を対象とした避難訓練の実施支援

活動 3-2 : (新 SOP 承認後) 活動 3-1 を踏まえた課題の抽出、改善助言

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ (一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法 (Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等) で、適時提出する。

- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から約 3 カ月以内	英語	電子データ	
業務進捗報告書	2026 年 1 月中旬	日本語 英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
		英語	製本	2 部
			CD-ROM	4 枚

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制（JCC の体制等を含む）

- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（３）業務進捗報告書

- ① １年次の業務の進捗、２年次の計画、当面の課題（計２～３ページ）
- ② 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- ③ 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- ④ 活動に関する写真（１ページ程度）
- ⑤ その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

（４）業務完了報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 業務目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）業務フローチャート

（イ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料

（ウ）人員計画（最終版）

（エ）研修員受入れ実績

（オ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

（カ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

（キ）合同調整委員会議事録等

（ク）その他活動実績

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない³。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	通信用機器	通信ライン確立用機材 (通信モデム、ルーター、携帯電話用 LAN 等)	1 式	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：バヌアツ共和国
 案件名：津波・防災情報アドバイザー
 Advisor for Disaster Risk Management

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国におけるセクター／大洋州地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バヌアツ共和国は、オーストラリアプレートと太平洋プレートの境界に位置しており、地震や津波といった自然災害が発生しやすい。1999年のペンテコスト島付近で発生したマグニチュード7.4の地震に伴う津波や、2013年2月の近海で発生したマグニチュード8.0の地震に伴う津波が観測されており、このうち1999年の津波では、死者8名、負傷者100名以上という大きな被害をもたらした。また、近年もバヌアツ周辺でマグニチュード7クラスの地震が頻発していることから、同国において地震・津波に関する防災対策は喫緊の課題となっている。

このような状況において、日本は、2012年度にE/Nを締結した無償資金協力「バヌアツ国広域防災システム整備計画」において、津波警報に必要な地震計や潮位計、気象観測のための機材整備を支援した。また、これらの機材を活用して、技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」が2019年3月から5年間実施され、地震計の観測ネットワークの構築・強化や新しい津波警報システムの標準手順書（Standard Operation Procedures、以下「SOP」とする）の開発がされた。

しかし、津波を予測するための地震計等からの情報を安定的に収集できていないことや、新しい津波警報システムのSOPに基づき、津波警報の発信から住民の避難誘導までの訓練実施や実務面の改善が十分にできていないことが、依然として残された課題となっている。

本事業では、日本人専門家の派遣を通じて、津波警報に係る地震観測ネットワークの運用や通信の改善に係る技術指導や、津波警報システムのSOPの活用・改善を支援することで、VMGDの津波防災能力の強化を促進するものである。

（２）防災セクター／大洋州地域に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対バヌアツ共和国国別開発協力量針（2019年）及びそれに基づく「事業展開計画（2018年）」では、重点分野として「環境・気候変動・防災」が挙げられており、JICAの防災・復興グローバルアジェンダにおける「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」クラスターを推進するとともに、仙台防災枠組の優先行動1「災害リスクの理解」及び優先行動4「効果的な応急対応に向けた準備の強化と「よりよい復興」」に貢献するものであり、JICAの協力量針とも合致している。なお、本事業は、SDGsのゴール11「都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」の達成に資するものである。

また、本事業は、2024年7月に開催された、第10回太平洋・島サミット（PALM10）の共同行動計画に記載された優先協力分野の『5 気候変動と災害』において、防災能力の強化に位置付けられる。

(3) 他の援助機関の対応

「3. 事業概要」の「(4) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担」を参照。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

バヌアツ全土

(2) 事業実施期間

2025年1月～2027年1月を予定（計24カ月）

(3) 事業実施体制

カウンターパート機関：

- ・バヌアツ気象地象災害局（VMGD）
- ・国家災害管理局（NDMO）

(4) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

バヌアツ・フィジー・トンガを対象に地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「南西太平洋島嶼国における広域火山災害リスク軽減プロジェクト」（2024年5月～2029年5月）が実施中であり、VMGDをカウンターパートとして火山性津波警報システムのSOP及び警報内容の作成を支援する予定。このため、本業務では、VMGDが行う火山性津波のSOP作成に対して、地震性津波のSOP作成時の経験や地震性津波のSOP運用上の想定される課題等に係る情報の提供を行う。

2024年3月には、エピ島内のロペビ火山、アンブリム火山、クワエ海底火山などの活火山を観測するために、JICA課題別研修「地震・火山・地すべりにかかる減災マネジメント技術」に対するソフト型フォローアップ協力により、地震計、デジタルレコーダー等の観測機器2基の整備をVMGDに対して実施するとともに、これと連携して、在バヌアツ仏国大使館の支援により観測機器1基を整備し、火山監視において運用されている。本事業では、これら設置済みの観測機器の運用状況に関して確認を行う。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

UNESCO-IOC（政府間海洋学委員会）は、Tsunami Ready Recognition Programmeにより、全世界の津波沿岸コミュニティを対象に、必要な津波対策の導入・紹介と、その認証を推進している。本事業では、バヌアツの政府機関や沿岸コミュニティにおける活動に関して、本事業を通じて把握したニーズなどをUNESCO-IOCへ情報共有するとともに、津波警報の運用を通じた津波防災の強化に係る技術的な助言を行うことに連携を図る予定。

また、UNESCO-IOCは、外務省のUNESCO基金により「Bridging Japanese and UNESCO-IOC expertise on geohazard Early Warning Systemes to support Pacific and Caribbean SIDS」（2025年頃～3年間）を実施予定であり、同事業の研修・セミナー・シンポジウム等において、本事業の取り組み・成果を活用・報告する等の連携を計画する予定。

4. 事業の枠組み

(1) 目的

津波警報の発信と、住民による避難行動が、迅速かつ適切に実施される準備が整うことにより、津波による人的被害リスクが削減される。

(2) 成果

1. VMGD の地震・津波観測ネットワークの改善
 2. 地震分析や、津波情報発信に係る VMGD 職員の能力向上
 3. 地震・津波に係る関係機関や一般住民への情報伝達と避難行動の改善
- (3) 主な活動
- 1-1. VMGD が管理する地震計、津波監視カメラ等の計測機器による観測と通信に係る現状把握と課題の特定
 - 1-2. 1-1 で特定された課題に対する解決策の特定と解決策の実施に向けた指導
 - 1-3. 津波・地震にかかる観測情報の情報発信システム端末への一元的な集約に係る指導
 - 2-1. 地震解説能力の向上のための、VMGD 職員向け研修の実施
 - 2-2. 津波情報に係る基礎知識習得のための、VMGD 職員向け研修の実施
 - 2-3. バヌアツ政府による新 SOP の承認状況の確認と促進
 - 2-4. 新 SOP に係る広報・周知活動の促進
 - 2-5. 新 SOP を用いた津波警報発信訓練の実施に係る OJT
 - 2-6. 新 SOP の改善にかかる助言
 - 3-1. NDMO 等による住民を対象とした避難訓練の実施支援
 - 3-2. 3-1 の活動を通じた課題の抽出、改善助言

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 要請書及び案件概要表に基づく実施

- 本業務は、発注者が相手国政府実施機関から、協力案件に関して受領した要請書及び案件概要表に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に業務を実施し、C/P 自らが業務を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、業務を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中

のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む) との連携を図り、開発効果の最大化を図る。

- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び 業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「(参考) 別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、業務結果、業務目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の業務の活動結果、業務目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地震・津波分野の警報情報の発信 (ハード面及びソフト面の両方)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：バヌアツ国及び全世界

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

➤ 業務工程

2024年12月に業務を開始し、2027年2月に終了する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 10.40 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、地震・津波に係る観測・解析・警報作成・情報発信に関する専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

特になし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- プロジェクト業務完了報告書「バヌアツ国地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」

2) 公開資料

- 事業事前評価表「バヌアツ国地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1200359_1_s.pdf

- 事業事前評価表「バヌアツ国広域防災システム整備計画」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1161620_1_s.pdf

- 事業事前評価表「フィジー国・バヌアツ国・トンガ国南西太平洋島嶼国における広域火山災害リスク軽減プロジェクト」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202209835_1_f.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	C/Pの配置	有

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バヌアツ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

なお、火山危険レベル 2 以上の火山がある島に渡航する場合はバヌアツ支所長承認が必要となっています。事前に承認を得た上で、渡航の1週間前を目安に海外渡航管理システム（トコカン）を用いて渡航者情報、日程及び滞在中連絡先等連絡をお願いします。火山地域への立ち入りは、バヌアツ気象・地象災害局（<http://www.vmgd.gov.vu/vmgd/index.php>）の最新の火山情報を各自確認したうえで計画してください。火山のアラートレベルが「3」以上の場合は火山のある島への渡航を見合わせてください。

また、移動手段についてはバヌアツ支所へ相談の上、決定してください。島間の移動においては、船、ボートによる移動は原則禁止です。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

49,915,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(2)別見積としている項目、及び(3)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(1) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(2) 定額計上について (該当する口にチェック)

■ 本案件は定額計上があります (3,000,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	通信ライン確立 用機材 (通信モデム、 ルーター、携帯 電話用LAN等)	第2章 特記 仕様書案 第4条2. (1) プロジ ェクトの活動 に関する業務 ① 成果1に関 わる活動	3,000,000円	通信用機器一式 5箇所×60万円	機材費

(3) 見積価格について

各費目にて合計額 (税抜き) で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(4) 旅費 (航空賃) について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用 (買替対応費用) を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください (首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(6) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(7) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)